

## 警察通信指令に関する規程の運用について

令和5年8月30日  
大通達甲（地域）第15号  
生活安全部長から本部各課  
・所・隊長、警察学校長、  
各警察署長宛て

### （概要）

この通達は、警察通信指令に関する規則（平成21年国家公安委員会規則第9号）第8条第2項の規定に基づき、警察通信指令に関し必要な事項を定めた警察通信指令に関する規程（平成2年大分県警察本部訓令第9号）の運用に関し、必要な事項を定めたものであり、「指令センターの業務」、「署通信室の業務」、「無線自動車等の活動報告等」について規定している。